

お済みですか？ 消費税の届出！

新たに

課税事業者となる

個人事業者の方へ

個人事業者の方で、平成16年分の課税売上高が1千万を超える方は、平成18年分において消費税の課税事業者となります。18年分から新たに課税事業者となった方は、「消費税課税事業者届出書」を郡山税務署へ提出すると共に平成18年1月1日から消費税法に基づく帳簿の記載や請求書等の保管をし、消費税の申告・納付を行う必要があります。もし、帳簿の記録や請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができませんので、ご注意下さい。

消費税の課税事業者で、課税売上高が5千万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。この制度は、課税売上高から一定割合（みなし仕入率）で仕入税額控除の計算を行うことで、納税額を算出できる制度です。平成18年分について、この制度の適用を受けようとする場合

は、原則として、平成17年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を郡山税務署に提出する必要があります。また、平成17年に新たに課税事業者となった方が17年分について簡易課税制度の適用を受けようとする場合は平成17年12月31日までに提出すれば、同年分から簡易課税制度を選択することができます。

但し、この届出書を提出すると、事業を廃止した場合を除き、2年間はその選択をやめることはできませんので、ご注意下さい。

問い合わせ 郡山税務署
☎024 932 2041

「税を考える週間」

考えてみませんか？

私たちの

「税」について

11月11日から17日までは、税を考える週間です。

本年度のテーマは「少子・高齢化と税」です。

税は、私たちが健康で豊かな生活をするために、国や地方公共団体が行う活動の大切な財源

であり私たちが社会で生活するためのいわば「会費」であるといえるでしょう。

我が国では、少子・高齢化が著しいスピードで進んでおり、労働力人口の減少や高齢化の進展に伴い、年金や医療といった社会保障の給付と負担が増大すると見込まれています。

これからの少子・高齢社会に対応し、必要な公的サービスをを行うために、その財源となる税の役割はますます重要になります。

この週間できっかけに、私たち一人一人の問題として税について考えてみませんか。

障害者控除について 要介護認定を 受けている方へ

介護保険法による要介護認定（要介護1以上）を受けている方は、所得税・住民税における障害者控除の対象となります。ただし、この控除を受けるためには、町の認定を受ける必要がありますので、次のとおり申請ください。

申請期限

平成17年11月10日

18年3月15日

手続きに必要なもの

印かん・介護保険被保険者証

問い合わせ

健康福祉課

☎72 6934

森林環境税 導入のお知らせ

福島県では、水源のかん養、県土の保全などの森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、県民全体で森林を守り育て、本県の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、「県民一人一人が参画する森林づくり」に取り組む財源として、森林環境税を平成18年度から導入します。

法人の場合

法人県民税均等割額の10パーセント相当額

法人県民税、事業税の申告納付の際に納めていただきます。

○税収の使途

- 森林との共生関係の形成
- 森林環境学習推進事業
- 森林文化復興事業
- 森林ボランティア総合対策事業等

森林環境の適正な保全

- 森林環境適正管理事業
- 農山村活性化支援事業
- 森林産業創出支援事業等

市町村における森林環境保全への取り組み

問い合わせ

税の仕組みに関すること

福島県

総務部税務企画グループ
☎024 521 7067

税の使途に関すること

農林水産部森林計画グループ
☎024 521 7423